

平成 20 年 8 月 20 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」
の改正（案）に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実務指針全般について

本実務指針は、内部統制監査ではなく会計監査を対象とした実務指針であることを明確化するとともに、本実務指針の適用に当たっては、被監査金融機関の規模や特性を踏まえることを記載すべきである。

（理由）

本実務指針には、「IV 内部統制の有効性評価に当たっての留意事項」に内部統制の有効性の評価に関する記載があるなど、全般的に内部統制に関する記載があるが、これらの内容がいわゆる J-SOX の有効性の評価にもすべて必要であるとの誤解を招く恐れがある。そのため、財務報告に係る内部統制の有効性評価作業に過度の負担が発生しないよう、本実務指針は会計監査に関するものであることを明確化すべきである。

また、デリバティブ取引の取組みが限定的な金融機関に対しても、活発に取引を行う金融機関に対する監査手続と同様の手続が要請されるとの誤解が発生しないよう、監査効率化の観点から、被監査金融機関の規模や特性を踏まえることを記載すべきと考える。

2. III について

①～⑧を重要な虚偽の表示のリスクとして例示しているが、実務の対応を明確にする観点からは、該当する監査手続（②、⑥）および内部統制の監査手続（⑤、⑧）を具体的に記載することが考えられる。

3. IV 2. (6) ① について

「時価評価につき、外部から入手した情報及びフロント・オフィスからのデータと外部から入手した情報及びフロント・オフィスとは独立した評価モデルから得られたデータとの調整を所定の方針に従って適時に実施する手続が存在し」とあるが、調整の対象をわかりやすく記載願いたい。

(理由)

①外部から入手した情報、②フロント・オフィスからのデータと外部から入手した情報、③フロント・オフィスとは独立した評価モデルの3つを調整するのであれば、②の「外部から入手した情報」の位置付けが不明確である。

4. V 2. (4) について

「さらに、評価モデルが継続して使用されているかどうか、変更があった場合には、評価の精度を高めるものかどうかを検討する」とあるが、評価モデルに変更がない場合の監査手続について記載願いたい。

(理由)

評価モデルに変更がない場合、そのモデルが陳腐化していないかを確認する必要があると考えられる。

5. V 2. (4) について

「銀行等金融機関がブローカー、ディーラー等から入手した価額を時価として採用している場合、当該ブローカー、ディーラー等が適切な時価を算定する能力を有していること、その評価手法、取引相手と銀行等金融機関との利害関係の有無に関する情報の入手を検討する」とあるが、監査人に第三者であるブローカー、ディーラー等の実質的な能力を評価させることは不可能と考えられる。どの程度の検討を求めるのか具体的な例示を記載願いたい。

(理由)

監査人に物差しがなければ、監査の現場において会社と協議することができないと考える。

以 上